

< 特殊肥料生産 >

I 届出の手続方法

1 特殊肥料生産業務に関する届出について

特殊肥料（堆肥等）を生産するときは、販売、譲渡、物々交換等にかかわらず届出をしてください。また、肥料販売業務開始届出も同時に行ってください。

なお、生産を開始する1週間前までに届出てください。（法律22条第1項）

(1) 特殊肥料生産業者届に必要な書類等

ア	特殊肥料生産業者届出書	1通
イ	登記簿謄本（法人の場合）または住民票（個人の場合）	1通
ウ	地図（工場、事務所の所産地を示す略図）	1通
エ	肥料の主成分等の分析結果	1通
オ	生産工程の概要図及び写真	
カ	堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート	
キ	製品の見本	100g程度

(2) 特殊肥料に係るその他の届出（変更・廃止してから2週間以内）

ア	届出事項が変更になった場合	
	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書	1通
	登記簿等	1通
イ	生産を廃止した場合	
	特殊肥料生産事業廃止届出書	1通
ウ	相続、合併、個人から法人になった場合	
	廃止届を提出後、新しく特殊肥料生産業者届出を提出	

2 届出書の受け取り通知について

特殊肥料生産業者届が提出され受け取った場合は、整理番号を記した通知文を送付します。